

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や経営基盤を強化するため、法人間連携や社会福祉連携推進法人の設立を促進することを目的に、社会福祉法人に対し、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象者は次のとおりとし、対象となる事業及び対象経費は別表1及び2のとおりとする。

(1) 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備

埼玉県内に主たる事務所を置く社会福祉法人を含む複数の法人等が連携し設立する社会福祉連携推進法人設立準備会の代表である社会福祉法人。ただし、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の実施について（平成30年3月28日社援発0328 第5号厚生労働省社会・援護局長通知）」の別紙3(1)社会福祉連携推進法人の設立支援事業等、過去に、社会福祉連携推進法人の設立支援事業と同じ内容の国庫補助を受けた団体は、別の社会福祉連携推進法人を設立する場合を除き、3(2)①の対象外とする。

(2) 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

企画会議の実施やニーズ調査等により、先駆的な社会福祉連携推進業務を実施する社会福祉連携推進法人。ただし、過去に先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施と同じ事業内容の国庫補助を受けた団体は、社員を2以上増やした社会福祉連携推進法人を除き対象外とする。

2 補助金は、事業者が別表1又は2（以下「別表」という。）に定める対象事業の全部又は一部を実施する場合に要する経費のうち、別表に定める対象経費について、事業者に対して補助するものとする。なお、補助する額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、次に定める補助上限額と対象経費の総額（実支出額）を比較して少ない方の額とを比較して、少ない方の額とする。

また、算出された交付額に千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(1) 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備

1 の社会福祉連携推進法人につき1回に限り1,500千円以内とする。

(2) 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

1 の社会福祉連携推進法人につき1回に限り1,000千円以内とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 所要額内訳表（様式第1号別表）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業対象経費の20パーセントを超えない変更をすること。
- (2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第3号に次に掲げる書類を添えて、事

業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第3号別紙）
- (2) 収支決算書（様式第3号別表）
- (3) 事業に係る支出をしたことが明らかな書類（領収証等）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。また、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の交付の請求）

- 第9条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業等が完了した場合は、様式第4号を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第10条 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第5号を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

- 第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第12条 補助事業者は、様式第6号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定め

る。

附則

この要綱は、令和7年6月16日から適用する。

(別表 1)

対象事業	事業の内容	対象経費
社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備に係る事業	社会福祉連携推進法人の設立に当たって、社会福祉連携推進法人の設立準備会や参加予定の法人の合同研修会の開催、一般社団法人の設立手続き等の取組を行う事業	報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金

(別表 2)

対象事業	事業の内容	対象経費
先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施に係る事業	社員法人の経営効率化に向けた業務として、以下の例のような業務を実施する事業。 なお、当該業務は、社会福祉連携推進評議会による業務評価を受けて公表すること。 ＜先駆的な社会福祉連携推進業務の例＞ ・社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型 キャリアモデル構築支援 ・地域課題を踏まえた法人後見の実施 ・県が次に該当すると認める業務 ・地域において先駆的な業務 ・法人間連携による協働事業として先駆的な業務	報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、補助金

様式第 1 号

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
法 人 名
代表者氏名

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書

標記について、下記とおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 社会福祉法人の連携・協働支援事業
- 2 申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 1 号別紙）
 - (2) 所要額内訳表（様式第 1 号別表）

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別紙 事業計画書(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

法人名	
-----	--

1. 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備

社会福祉連携推進法人名称			
設立予定年月		年	月
社員となる予定の 事業者及び事業種別	1	例)〇〇福祉会〇〇園	保育所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別紙 事業計画書(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

2. 事業計画

(1) 設立準備会の実施回数

実施回数		回
------	--	---

(2) 合同研修会の実施回数及び内容

実施回数		回
内容		

(3) 地域リサーチの内容

主な対象者	
内容	

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別表 所要額内訳表(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

法人名	
-----	--

1. 補助金所要額

(単位:円)

総事業費(A)	寄附金その他の収入額(B)	差引額(C)
0	0	0
※次頁「支出の部」合計額を転記	※次頁「収入の部」合計額を転記	※(A)－(B)の額

補助対象経費総額(D)	補助上限額(E)	補助基準額(F)
		0
※ 次頁「支出の部」のうち、補助対象経費の合計額を転記		※(D)と(E)の額を比較し少ない方の額

補助金所要額
0
※(C)と(F)の額を比較し少ない方の額

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別表 所要額内訳表(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

2. 収支積算表

(1) 収入の部 (単位:円)

科目	収入額	備考
寄附金		
補助金(本件補助金を除く)		
その他の収入		
合計(B)	0	※千円未満切り上げ

(2) 支出の部(事業費額) (単位:円)

科目	支出額	支出内訳
報酬		
報償費		
共済費		
旅費		
賃金		
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)		
委託料		
備品購入費 (単価30万以上の備品を除く。)		
補助金		
合計(A)	0	※千円未満切り捨て

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別紙 事業計画書(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

法人名	
-----	--

1. 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人名称			
設立年月		年	月
社員の事業者及び事業種別	1	例)〇〇福祉会〇〇園	保育所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別紙 事業計画書(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

2. 事業計画

(1)企画会議の実施回数及び内容

実施回数		回
内容		

(2)ニーズ調査の内容

事業の主な対象者	
内容	

(3)実施する先駆的な業務の内容

社会福祉連携推進 業務の名称	
内容	

※社会福祉連携推進業務の名称については、社会福祉法第125条において定められている6つの業務から記載すること。

※事業の詳細が分かる資料を添付すること。

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

(4)補助対象該当性の確認

交付要綱に定める先駆的な社会福祉連携推進業務の例のどの項目に該当するか○をつけること。

	該当性
・社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援	
・地域課題を踏まえた法人後見の実施	
・都道府県・市が次に該当すると認める業務	
・地域において先駆的な業務	
・法人間連携による協働事業として先駆的な業務	

連携推進法人が実施する、社員法人の経営効率化に向けた業務を記載すること。

--

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別表 所要額内訳表(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

法人名	
-----	--

1. 補助金所要額 (単位:円)

総事業費(A)	寄附金その他の収入額(B)	差引額(C)
0	0	0
※次頁「支出の部」合計額を転記	※次頁「収入の部」合計額を転記	※(A)－(B)の額

補助対象経費総額(D)	補助上限額(E)	補助基準額(F)
		0
※ 次頁「支出の部」のうち、補助対象経費の合計額を転記		※(D)と(E)の額を比較し少ない方の額

補助金所要額
0
※(C)と(F)の額を比較し少ない方の額

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金交付申請書
別表 所要額内訳表(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)**2. 収支積算表**

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	収入額	備考
寄附金		
補助金(本件補助金を除く)		
その他の収入		
合計(B)	0	※千円未満切り上げ

(2) 支出の部(事業費額)

(単位:円)

科目	支出額	支出内訳
報酬		
報償費		
共済費		
旅費		
賃金		
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)		
委託料		
備品購入費 (単価30万以上の備品を除く。)		
補助金		
合計(A)	0	※千円未満切り捨て

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
法 人 名
代表者氏名

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付社福第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
下記のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて
申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

事業の内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

※添付資料

- ・
- ・

2 変更（中止・廃止）の理由

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
法 人 名
代表者氏名

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付社福第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

- ・別紙事業実施報告書のとおり

2 収支実績

- ・別表収支決算書のとおり

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別紙 事業実施報告書(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

法人名	
-----	--

1. 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備

社会福祉連携推進法人名称			
設立予定年月		年	月
社員となる予定の 事業者及び事業種別	1	例)〇〇福祉会〇〇園	保育所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別紙 事業実施報告書(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

2. 事業実施報告

(1) 設立準備会の実施回数

実施回数		回
------	--	---

(2) 合同研修会の実施回数及び内容

実施回数		回
内容		

(3) 地域リサーチの内容

主な対象者	
内容	

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別表 収支決算書(社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備)

法人名	
-----	--

1. 収入の部

(単位:円)

科目	収入額	備考
補助金		※交付決定額
その他の収入		
合計	0	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	支出額	支出内訳
報酬		
報償費		
共済費		
旅費		
賃金		
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)		
委託料		
備品購入費 (単価30万以上の備品を除く。)		
補助金		
合計	0	※千円未満切り捨て

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

※事業に係る支出をしたことが明らかな書類(領収証等)の写しを添付すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別紙 事業実施報告書(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

法人名	
-----	--

1. 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人名称			
設立年月		年	月
社員の事業者及び事業種別	1	例)〇〇福祉会〇〇園	保育所
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別紙 事業実施報告書(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

2. 事業実施報告

(1) 企画会議の実施回数及び内容

実施回数		回
内容		

(2) ニーズ調査の内容

事業の主な対象者	
内容	

(3) 実施する業務の内容

社会福祉連携推進 業務の名称	
内容	

※社会福祉連携推進業務の名称については、社会福祉法第125条において定められている6つの業務から記載すること。

※事業の詳細が分かる資料を添付すること。

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金実績報告書
別表 収支決算書(先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施)

法人名	
-----	--

1. 収入の部

(単位:円)

科目	収入額	備考
補助金		※交付決定額
その他の収入		
合計	0	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	支出額	支出内訳
報酬		
報償費		
共済費		
旅費		
賃金		
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費)		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)		
委託料		
備品購入費 (単価30万以上の備品を除く。)		
補助金		
合計	0	※千円未満切り捨て

※枠が不足する場合は、適宜追加すること。

※事業に係る支出をしたことが明らかな書類(領収証等)の写しを添付すること。

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
法 人 名
代表者氏名

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金概算（精算）払請求書

令和 年 月 日付社福第 号で交付決定があった標記補助金について、
概算（精算）払により交付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円

振込先（金融機関名） _____
（支 店 名） _____
（口座番号） 普通・当座 _____
（口座名義） _____
（名義カナ） _____

令和 年 月 日

埼玉県知事

住 所
法 人 名
代表者氏名

社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付社福第 号で交付決定があった標記補助金に係る
消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1. 補助金の額の確定額

金

円
2. 消費税の申告の有無（どちらかを選択）

有

・

無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3. 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）

一般課税

・

簡易課税

(3で「簡易課税」を選択した場合は以下不要)

4. 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金

円

5. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金

円

6. 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）

金

円
- 注) ・別紙として積算の内訳を添付すること
・補助金返還相当額がない場合であっても報告すること

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：_____

法人名：_____

代表者職・氏名：_____

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金
交付決定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

社 会 福 祉 (連 携 推 進) 法 人
理 事 長 様

埼玉県知事 大野 元裕

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支 払 方 法 概 算 (精 算) 払

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金
変更(中止・廃止)決定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

社 会 福 祉 (連 携 推 進) 法 人
理 事 長 様

埼玉県知事 大野 元裕

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度
社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金については、下記のとおり変更（中止・廃止）を決定します。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

令和 年度社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金
交付確定通知書

社福第 号
令和 年 月 日

社 会 福 祉 (連 携 推 進) 法 人
理 事 長 様

埼玉県知事 大野 元裕

令和 年 月 日付けで交付決定した、令和 年度
社会福祉法人の連携・協働支援事業補助金については、補助金等の交付
手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定
に基づき、交付額を下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 超過交付額 | | 円 |